第四条　この命令の施行の際現に改正法による旧産競法第八条第一項の求めをしている者に対する旧産競法施行規則第五条第三項、第四項、第六項及び第八項に規定する通知書の様式については、なお従前の例による。

第五条・第六条　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

第三条　この命令の施行の際現に改正法による改正前の産業競争力強化法（以下「旧産競法」という。）第八条第一項の求めをしている者に対する前条の規定による廃止前の産業競争力強化法施行規則（以下「旧産競法施行規則」という。）第五条第三項、第四項、第六項及び第八項に規定する通知書の様式については、なお従前の例による。

第四条・第五条　［略］

附　則

この命令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第三号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）附則第十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二十四条の五第四項第三号イの規定に基づき、産業競争力強化法施行規則附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣臨時代理
国務大臣　江藤　拓

産業競争力強化法施行規則附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則の一部を改正する命令

産業競争力強化法施行規則附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則（平成二十一年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（指定申請書及び業務規程の提出） **第三十七条の三**　法第二十四条の五第二項の規定による指定申請書及び業務規程の提出は、次に掲げる書面を添えてしなければならない。 一～五　［略］ 六　役員が法第二十四条の五第四項第三号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面 2・3　［略］	（指定申請書及び業務規程の提出） **第三十七条の三**　［略］ 一～五　［略］ 六　役員が法第二十四条の五第四項第三号イ及びロのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面 2・3　［略］
（法第二十四条の五第四項第三号イの主務省令で定める者） **第三十七条の四の二**　法第二十四条の五第四項第三号イの主務省令で定める者は、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	［新設］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この命令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

省　令

○総務省令第六十二号

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の規定に基づき、郵便法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月十三日　総務大臣　高市　早苗

郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（心身の故障により認証業務を適正に行うことができない者） **第十八条の二**　法第六十二条第二号の総務省令で定める者は、精神の機能の障害により認証業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	［新設］